

1 全体事項

本事業は、本市域内の県立自然公園や動植物の重要な生息・生育地、自然景観資源等の自然度の高い樹林帯を主とした自然豊かな地域に、延長約 17km にわたって約 38 基の鉄塔を建設し、送電線路を設置するものである。

このことから、送電線路のルートや鉄塔位置の検討にあたっては、現地の自然状況を的確に把握するとともに、地域住民へ丁寧かつ十分な説明を行うこと。また、その結果により、保全すべき対象が確認された場合には、これらの改変を回避するなど自然環境や景観に配慮した事業計画を検討すること。

2 個別事項

(大気環境)

- (1) 大気質に係る現地調査について、重機及び工事用運搬車両が稼働する時期に実施する旨を分かりやすく環境影響評価準備書に示すこと。

(水環境)

- (2) 降雨による工事中の濁水について、周辺の植生等に影響を与えないよう工事区域外への濁水流出防止対策を確実に実施すること。また、工事完了後においても、裸地化した区域の濁水発生防止対策を速やかに実施すること。

(電磁界)

- (3) 供用後における送電線からの電磁界の強さについて、計画地周辺に民家等が一部存在することから、環境影響評価項目として選定の上、事後調査により確認すること。

(植物、動物及び生態系)

- (4) 鳥類の現地調査について、渡り鳥が送電線路の計画地を横断することが想定されることから、渡りのルート調査を実施すること。
- (5) 爬虫類や哺乳類等の現地調査について、シロマダラ等の夜行性動物を対象とした夜間調査を実施すること。
- (6) モグラ類等の現地調査について、フィールドサインを確認の上、トラップ調査を実施すること。
- (7) 内水面漁業に被害を与えるカワウについて、現地調査等により生息状況や被害状況を確認し、必要に応じて鉄塔等でのねぐら対策を検討すること。
- (8) 動植物に係る現地調査について、改変及び伐採する区域並びにその周辺を重点的に調査する旨を環境影響評価準備書に分かりやすく記載すること。また、当該調査にあたっては、送電線ルートや鉄塔位置に変更が生じた場合にも対応できるような調査計画を検討すること。